

# 大田原市新型コロナウイルス感染症対策 中小企業緊急小口資金

新型コロナウイルス感染症の影響により、業績が悪化している市内中小企業者の資金繰りを支援するため、緊急小口資金制度を創設しました。



## ◎資金概要

資金用途	経営の安定化に必要な運転資金
融資対象	・市内において1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者で、市税を完納している方（共通要件） 《新型コロナウイルス感染症の影響を受け、以下のいずれかに該当する方》 ①直近1か月の売上高等が、前年同月と比較して3%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高等が前年同期と比較して3%以上減少する見込みである方 ②中小企業信用保険法第2条第5項第4号又は第5号の規定に基づき市長の認定を受けた方 ③中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき市長の認定を受けた危機関連保証制度要綱に定める危機関連保証を利用する方
融資限度	1,000万円
融資期間	10年以内（元本据置期間2年以内）
返済方法	期日一括又は元金均等月賦償還 ※一括返済の場合は1年以内
融資金利	1.0%
担保・保証人	金融機関及び保証協会の定めるところによる
保証料	市が全額補助
運用期間	令和2年6月19日から令和2年12月28日受付分まで
その他	貸付実行日が令和2年4月1日以降の市制度融資小口資金の残債分について借り換え可能 ※借り換えの可否については取扱い金融機関等の審査がありますので、借り換えを行う際にはあらかじめ取扱い金融機関にご相談ください。

※金融機関による審査があります。まずは、市内の取扱い金融機関に直接ご相談・お申し込みください。

【お問合せ】

大田原市商工観光課  
TEL：0287-23-8709